

会 議 録

会 議 名	嵐山町子ども・子育て会議					
開 催 日 時	令和7年3月6日（木）	開 会	午後1時30分			
		閉 会	午後2時17分			
開 催 場 所	嵐山町役場 302・303会議室					
会 議 次 第	1. 開 会 2. あいさつ 3. 議 題 (1) パブリックコメントの結果について (2) 嵐山町こども計画策定の決定について (3) その他 4. 閉 会					
公開・非公開の別	公 開	傍聴者数	0 人			
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	田中 恵子	出	委 員	遠藤 恵美	出
	副会長	秋葉 正幸	出	委 員	宮下 暢郎	欠
	委 員	笠谷 芳子	出	委 員	柴原 来禄	出
	委 員	松本 悦美	出	委 員	田畑 茂夫	出
	委 員	安藤淳之介	欠	委 員	吉井 大輔	出
	委 員	横澤紗智子	欠	委 員	新井 吉孝	欠
	委 員	池亀 竜行	出	委 員	忍田亜由美	出
	委 員	池亀 聡美	出	委 員	鷹野 麻美	欠
	出席者11人 欠席者5人					
事 務 局	福祉課長 太田 直人		福祉課 小林 綾乃			
	福祉課副課長 内田 淳也					
委託事業者	(株)サーベイリサーチセンター 石塚 敦		(株)サーベイリサーチセンター 藤記 薫			

次 第	顛 末
1 開 会	太田課長
2 あいさつ	田中会長
3 議 題 議題（１）	（１）パブリックコメントの結果について （議長） 議題（１）パブリックコメントの結果について、事務局より説明をお願いします。 （事務局） ・パブリックコメントを令和７年１月20日から２月10日まで実施した。町内に住所を有する方、及び町内に在勤在学される方を対象として、素案のデータを町のホームページへ、素案の印刷物を町役場内の福祉課窓口、ふれあい交流センター、知識の森町立図書館へ設置して実施した。 ・パブリックコメントでの意見はなかった。 ・パブリックコメントとは別に、令和７年１月20日から２月３日まで、当会議の委員にも意見をお伺いしており、１名からご意見をいただいた。 ・そのご意見は、こどもが安心して遊べる公園が少ないというものである。具体的な例として、むさし台のウエルシア駐車場のそばの広場は誰も遊んでいないので、バトミントンなどができるようにすればもっと良い、ブランコなどの遊具などもあれば良いという内容であった。 （議長） ただ今の報告について、質問・ご意見をお願いします。 ～ 意見なし ～
議題（２）	（２）嵐山町こども計画策定の決定について （議長） 議題（２）嵐山町こども計画策定の決定について、事務局より説明をお願いします。 （福祉課長） 本計画の説明の前に、先に概要版【案】を説明させていただく。 ・１ページは、計画策定の趣旨と計画期間、計画の位置づけを抜粋して掲載している。 ・２ページは、子どもと家庭、若者を取りまく現状である。平成26年から令和５年までの出生数の推移と、計画期間中の未就学児と小学生の人口推計を示している。 ・３ページは、子ども・子育て支援事業計画のために、未就学児をお持ちの

保護者を対象に実施したニーズ調査の結果を掲載している。

- ・ 4 ページと 5 ページには、こども基本法に則って実施したこども・若者の意見聴取の結果を掲載している。
- ・ 6 ページは、施策の体系として、本計画の基本理念、基本目標、施策の方向性を掲載している。
- ・ 7 ページと 8 ページでは、施策の展開として、基本目標 1 から基本目標 3 までの各【施策の方向性】と事業を掲載している。
- ・ 9 ページと 10 ページでは、基本目標 4 の幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実を掲載している。こども計画は、子ども・子育て支援事業計画を合わせた計画であり、基本目標 4 が子ども・子育て支援事業計画に該当する。そのため、サービス等の見込み量を中心に掲載している。
- ・ 最後の 11 ページでは、計画の推進体制と進捗管理ということで、毎年度、当会議で点検評価をさせていただいていることを表す P D C A サイクルの図と、指標及び目標値等を掲載している。

なお、ヤングケアラーの部分に関しては、現状、町では単独のヤングケアラー調査を実施していないので、埼玉県が令和 2 年度に実施した「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」の数値を参照している。

(事務局)

続いて、計画書について、説明させていただく。

先ほどの報告のとおり、パブリックコメントに対する意見はなかったため、それに対する修正は行っていない。ただし、閲覧期間中、事務局とそれぞれの担当課で中身のチェックをした結果、いくつか変更点が出てきた。本日は、その点について説明をさせていただく。

- ・ 8 ページの「3 計画の位置付け」、①法令等の根拠として計画の体系図があり、図の右上に県こども計画（埼玉県）とある。その下に嵐山町こども計画に向けて矢印があり、その隣に勘案という文言が括弧付きであったが、この括弧を削除した。
- ・ 57～58 ページの「埼玉の食文化の伝承」という事業の中で、目標指数の一番下の部分に、当初は、「学校給食への野菜の供給 15 品目」と示していたが、「学校給食への地場産物の供給 25 品目」という形に訂正させていただいた。
- ・ 62 ページの「(4) 思春期～青年期の支援」の事業一覧の一番上の事業。当初は、「生涯学習活動・文化・芸術活動の充実」という表記であったが、生涯学習活動の後を「・」から「、」へ変更した。併せて、事業のタイトルのところも同じように修正する。
- ・ 87 ページの「(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進」の①利用者支援事業の【確保の内容】で、当初は、「子育て世帯包括支援センター」となっていたが、令和 6 年度から「こども家庭センター」となったので修正した。
- ・ 96 ページの「第 6 章計画の推進体制と進捗管理」、「2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保」の(1)について、「訂正前

は、認定こども園の普及に係る基本的な考え方」を載せていたが、現状で嵐山町は認定こども園の普及はしておらず、今後もその予定はないので以前の（２）以降を繰り上げた。

- ・ 98ページの「３ 計画の点検・評価などの進捗管理」の中で、PDCAサイクルの図がある。当初は色付けしていなかったが、PDCAの４つをそれぞれ色分けし、違いをわかりやすくした。

（議長）

今の説明で示していただいたページと、私が持っている素案ではページが違っているようだが、確認しなくても大丈夫か。

（福祉課長）

もしかすると、議長がご持参なされたものは、12月11日の第２回の会議でお渡しした資料かもしれない。本日触れた資料のページ数は、1月20日に委員の立場からのご意見をお伺いした時の計画素案のページ数である。

（議長）

理解しました。委員の皆さんは、1月20日からのものをお持ちだと思うので、改めて確認をお願いします。

それでは、こども計画案の概要版について、質問等はあるか。計画【案】の厚いものが、こちらの概要版【案】ではカラー刷りになっているのでとても見やすいと思う。

（事務局）

補足説明をさせていただく。概要版の９ページと10ページの「基本目標４ 幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実」については、国が考え方を示しており、町はその計算式をもとに算出した結果となっていて、県にも報告している。県は、県内の各自治体の数字をもとに県の計画を策定しており、先日、県の方からこの数値で間違いないという承認をいただいている。

また、今後５年間の計画期間の中間の３年目の時点で、この数値と実態が合っているかを再度確認し、もし大幅に違うようだと修正をかけるという作業が発生することになる。

（福祉課長）

今、副課長が説明した部分は、基本目標４として、先ほどお話しした子ども・子育て支援事業計画の部分になる。それが、子ども・子育て支援法に基づいて算出しなければいけないということになってるので、今の説明のようになった。

こども計画の県の審査というのはないが、子ども・子育て支援事業計画に関しては、子ども・子育て支援法に基づいて、都道府県がその内容について確認しなければいけない。そのため、県が嵐山町の数値を確認した結果、その内容は大丈夫であったということである。

(議長)

ヤングケアラーについては、今、人権教育的にも、学校教育的にも大事な部分だと思うので、それがきちんと示されているので良かった。福祉課がそうやってきちんと押さえていただけると、幼稚園も含め、学校としてそういった部分がしっかり把握できて良い。

(福祉課長)

今、議長からお話しいただいた部分について。今回の計画は4つの計画を1つにまとめているもので、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」は、第三期に移るというイメージであるが、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」と「子ども・若者計画」は、新たに含めたということになる。ヤングケアラーの部分とこどもの貧困の部分は、実際には町の直接の事業として持っていないので、県がつくる計画のようにはいかないところがある。

困窮や貧困という言葉の使い方には少しこだわった。計画名としては貧困という言葉は出てきてしまうものの、タイトル的には「経済的に困難な家庭のこども・若者への支援」と表現を工夫している。

生活困窮者自立支援法が平成27年度に施行されて、アスポート事業というものがある。この事業は、市部は市が直接その事業の実施主体となるが、町村部に関しては都道府県が実施主体となっているので、町としては県のアスポート事業を使って生活困窮の支援をするということになる。そのため、計画では、アスポート事業に町も連携するというような形で、経済的に困難な家庭の支援として載せている。内容的には、子どもへの適切な支援というよりも、その世帯に対して支援をしていくことで、その家庭にいる子どもに支援ができるという意味合いになる。経済的な支援もそうだが、生活保護であったり、就学援助を受けている世帯に関しては、アスポートの方で県が委託する団体に学習支援という事業もあるので、併せて掲載している。

ヤングケアラーについては、市町村が主体的に取り組まなければいけない部分でもあるので、庁内の関係各課が連携して、早期発見、早期対応をしていかなければならない。駅の改札正面にデジタルサイネージがあり、県のチラシのヤングケアラーの情報を載せたりした。特に、電車通学をしている子どもたちがそれを見て、ラインとか電話で相談できるような情報を表示できるので、そういった取組も計画に触れさせていただいた。

(議長)

最近テレビでも、私はスタートラインが後ろだというコマーシャルがあると思う。そういうのを考えた上で、嵐山町は取り組んでいただいているのかなと感じた。

それでは、まず概要版についてのご意見をいただきたい。

～ 意見なし ～

(議長)

概要版は、簡潔明瞭に大変分かりやすくまとめていただいたと思う。

次に、計画の位置付けと変更になった部分に対するご意見をいただきたい。

～ 意見なし ～

(福祉課長)

今週の月曜日から水曜日まで3月議会の一般質問があり、ある議員から、こどもまんなか社会の実施に向けた質問が出た。埼玉県計画では「こどもの意見表明をする機会の確保」というタイトルがあり、こどもから意見をもらおうということを示しているが、町ではその部分を載せていないのはなぜかという質問があった。また、こどもの意見をどう反映させたのかという質問もあった。

今回の計画では、12月のこの会議でも速報値としてお示しさせていただいたとおり、こどもに直接意見を聞いており、そのことを説明しようと考えている。意見聴取した結果、こどもたちが何を考えて、どんなことを希望し、期待しているのかということも分かった。また、田舎なので帰り道の道路が暗いというような意見もあったので、それは担当課であるまちづくり整備課がその意見を確認している。しかし、なかなか計画では見えにくいところがあるので、冒頭に入れる町長のあいさつの中で、意見聴取をしたこと、そして、意見を表明する機会の確保に努めることを、触れさせていただこうと思っている。

加えて、「こどもまんなか」というロゴについて補足しておく。これはこども家庭庁がつくっているPRロゴであるが、これは、「こどもまんなかサポーター宣言」をしていないと使えない。自治体といえども宣言をしていなくては使えない。我々自治体からすれば推進していかなければならない立場なので、簡単に使わせてもらいたいのがそれができない。そのため、先ほどの件に合わせて、町長のあいさつの中で、「こどもまんなか応援サポーター宣言」をしていただく形とすることを、町長にも了承していただいた。もしかすると、近隣市町村に比べていち早く「こどもまんなか応援サポーター宣言」をする自治体になるのではと思う。昨年の9月ぐらいの情報だと、県内では、埼玉県は知事がしているとして、さいたま市とか6市ぐらいということだったので、町レベルでは早い宣言だと考えている。

今後は、福祉課とこども家庭センター、そして、こども家庭センターと一緒に運営している健康いきいき課といった窓口で、正式に「こどもまんなか」という貼り出しができると思っている。

(議長)

それでは、議題(2)嵐山町こども計画策定の決定について、最終的にご意見があればお願いします。

～ 意見なし ～

議題（３）

（３）その他

（議長）

皆様から承諾をいただいたので、計画の決定とする。
では（３）その他について事務局から願います。

（事務局）

- ・本日、皆さんに審議いただいた結果、最終的にこの計画【案】で決定させていただく。冒頭に町長のあいさつを入れて完成版とし、印刷後に各委員へ届けさせていただきます。
- ・こども家庭センターについて改めて説明させていただく。こども家庭庁ができたことによって、令和6年4月からセンターの形態が変わった。本来ならば、児童福祉部門と保健分野の母子保健部門がうまく連携し、こどもの育成支援をやっていく必要があったのに、全国的にうまく連携できていなかったという背景があったものと考えられる。
- ・嵐山町については、児童福祉部門と母子保健部門が、もともと子育て支援課という同じ課であり、ある程度連携ができていた。そのため、令和6年4月から、福祉課と健康いきいき課の2課で、こども家庭センターとしてスタートしている。一応、広報の5月号で、「嵐山町こども計画」を策定したということとは別に、町にはこども家庭センターがあるということをお知らせする予定である。
- ・こども計画については、本日ご承認をいただいたので、本計画、概要版と併せてニーズ調査の結果、アンケート調査結果、これらをすべてホームページで4月1日から公表する。合わせて確認いただきたい。
- ・本日の会議録の署名については、秋葉委員と笠谷委員に願います。
- ・子ども・子育て会議の委員の皆様には、この1年間、計画の策定に携わっていただき、御礼を申し上げる。今回で計画策定自体は終了となるが、次年度以降はPDCAでの事業評価があり、年1回程度になると思うが引き続き協力をお願いしたい。

（福祉課長）

令和7年度の事業評価は、今月まで令和6年度ということで、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の内容になる。こちらの計画の事業評価をいただくことになり、こども計画の評価については令和8年度からということになる。

（事務局）

委員の中には、保護者とかPTA等の役職の代表で参加していただいている方もいらっしゃると思う。役職の引き継ぎの際には、子ども・子育て会議での役割があるということも伝えていただきたい。

（議長）

（３）その他として5点事務局から報告や依頼があった。1点目は本計画書の配布。2点目はこども家庭センターの説明。3点目が計画とアンケート

	のすべてをホームページに公開するということ。4点目が会議録への署名。 5点目が、来年度は今年まで実施してきた計画の評価ということで、こども 計画については令和8年度から評価という説明である。
4 閉 会	(事務局)
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。 令和 7 年 3 月 26 日 署名委員 <u>望谷 芳子</u> 令和 7 年 3 月 26 日 署名委員 <u>秋葉 正幸</u>	